

がけ崩れ防災対策事業について

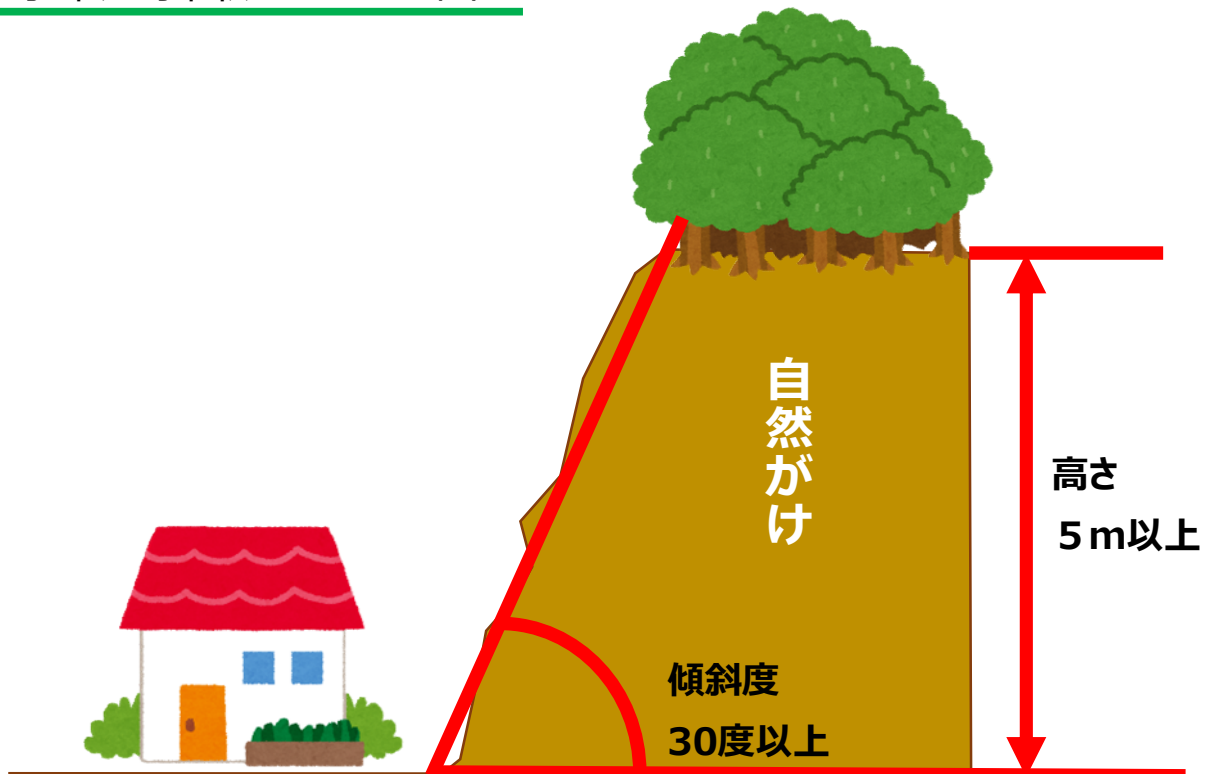
◆「がけ崩れ防災対策事業」とは

がけ崩れによる災害の防止を図り、住民の生命財産の安全に寄与することを目的として、県から補助金の交付を受け、町が擁壁・法面工事を行います。

◆事業の対象箇所となる条件

- ・自然がけであること。
- ・急傾斜地の高さが5メートル以上。
- ・急傾斜地の傾斜度が30度以上。
- ・居住している人家が1戸以上あること。
- ・新築後5年以上経過していること。
- ・関係者全員が工事に対して同意していること。
- ・分担金（工事費の5%）を負担可能であること。

◆事業対象箇所のイメージ図



◆問合せ先

事業の対象となるか確認するため、まずは現地調査に伺います。

鬼北町役場 建設課 工務係（☎0895-45-1115 内線2413）